

# 福岡県公報

令和5年3月17日  
第 382 号

## 目 次

### 告 示 (第150号 - 第161号)

- 家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示について (畜産課) …………… 1
- 飼料の試験結果の概要 (畜産課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 4
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) …………… 5
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 指定介護療養型医療施設の辞退 (介護保険課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 土地改良区の設立認可申請の適否決定 (農村森林整備課) …………… 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 6

### 公 告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部交通企画課) …………… 6

### 海区漁業調整委員会

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (漁業管理課) …………… 7

### 雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (教育庁社会教育課) …………… 7

### 再 掲

- 家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒の実施 (畜産課) …………… 8

## 告 示

### 福岡県告示第150号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施の目的  
家畜の監視伝染病のうち、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、腐蝕病及びオーエスキー病の発生予防並びにブルセラ症、結核、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の発生予防のため。
- 2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法  
次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	1 血清学的検査（予備的抗体検出検査） 2 リアルタイムPCR検査 3 ヨーニン検査 4 補体結合反応検査 5 疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査

伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合を除く。）又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体及び月齢若しくは推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンプロット検査、免疫組織化学的検査並びに疫学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
ブルセラ症	知事がブルセラ症の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	1 血清学的検査（酵素免疫測定検査） 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
結核	知事が結核の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	1 ツベルクリン検査 2 剖検及び病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
豚熱	知事が豚熱の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査、中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査

福岡県告示第151号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和4年11月に取去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	取去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社福岡工場 7290001007083 福岡市中央区那の津五丁目2番24号	同左	パワーレイヤー	令和4年11月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、代謝エネルギー	－

注1 取去した飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に「規」と記載している。

- 2 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質、一般鑑定の検査項目ごとに記載している。
- 3 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合には、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合には、その内容を記載している。

#### 福岡県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	322号	久留米市合川町32番15先から 久留米市野中町415番9先まで

#### 福岡県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------	----

南筑後	県道	大牟田川副線	前	柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで	7.2 ～ 54.6	5,689.3	うち一般国道208号重用延長330.0メートル
			後	柳川市大和町中島996番1先から 柳川市大和町谷垣50番1先まで	7.2 ～ 54.6		

#### 福岡県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田川副線	柳川市大和町皿垣開1751番1先から 柳川市大和町皿垣開2444番先まで
南筑後	大牟田川副線	柳川市大和町皿垣開2448番1先から 柳川市大和町永田開176番1先まで

#### 福岡県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道	瀬 高 久 留 米 線		前	筑後市大字下妻859番3先から 筑後市大字中折地268番1先まで	2.9 ～ 40.5	2,104.4
			前	筑後市大字下妻859番3先から 筑後市大字中折地268番1先まで	13.8 ～ 44.7	1,846.7
			後	筑後市大字下妻859番3先から 筑後市大字中折地268番1先まで	2.9 ～ 40.5	2,104.4
			後	筑後市大字下妻859番3先から 筑後市大字中折地268番1先まで	13.8 ～ 44.7	1,846.7

**福岡県告示第156号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	瀬 高 久 留 米 線	筑後市大字馬間田231番2先から 筑後市大字中折地268番1先まで

**福岡県告示第157号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年3月福岡県告示第206号朝倉筑前都市計画下水道事業三輪公共下水道事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
筑前町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
朝倉筑前都市計画下水道事業三輪公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成4年3月11日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更無し
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第158号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年12月福岡県告示第765号筑後中央広域都市計画下水道事業大川公共下水道事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
大川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
筑後中央広域都市計画下水道事業大川公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成11年10月4日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成29年12月福岡県告示第765号の事業地に次の区域を加える。

大川市 大字上卷字田中屋敷、字西畑、字茨、字田屋敷、字井尻、字又四郎、字前田、字京田、字屋敷後の全部、字横枕の一部  
大字幡保字西園、字宮ノ前、字龍王、字幡保口、字広木の全部  
字深町、字古賀前、字柳原、字道手の一部  
大字三丸字養羅ノ内の一部、大字津字古賀前の一部

(2) 使用の部分  
なし

#### 福岡県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所  
太宰府市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第160号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び名称	売りさばき所	取消年月日
61	北九州市八幡西区光明二丁目10番6号 有限会社 塩田屋	北九州市八幡西区光明二丁目10番6号	令和5年3月15日

#### 福岡県告示第161号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所  
福岡市早良区大字椎原字長畑921・923の1・923の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公告

### 公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の2の規定により、次のように公告する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4012619138	医療法人祥成会富安医院 小郡市松崎764	医療法人祥成会富安医院	令和5年3月31日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
八女郡広川町大字日吉字南東原255番1及び255番3から255番19まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女郡広川町大字日吉805番地

株式会社シティハウス

代表取締役 田中 義輝

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を令和5年3月8日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
尾倉・千代丸地区土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	令和5年3月17日から 令和5年4月17日まで	遠賀町役場

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画ごみ焼却場の変更（令和5年2月27日大牟田市告示第213号）

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第56号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則等（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和5年3月17日

福岡県公安委員会

- 1 意見を募集する規則等
  - (1) 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）
  - (2) 道路交通法に基づく遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に係る指示の基準等（案）
  - (3) 道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の審査の基準（案）
  - (4) 道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の審査の基準（案）
  - (5) 道路交通法に基づく特定自動運行に係る指示、許可の取消し及び許可の効力の停止の基準等（案）
- 2 意見募集期間  
令和5年3月8日から同月13日まで
- 3 30日を下回る意見提出期間を定めた理由  
道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）第2条により遠隔操作型小型車及び特定自動運行の規定が整備されたが、警察庁が示す内容の運用には、福岡県道路交通法施行細則の一部改正等が必要であり、令和5年4月1日までに30日以上意見提出期間を定めることが困難であることから、行政手続条例第38条第1項の規定に基づき、30日を下回る意見提出期間を定めて意見公募手続を実施するものである。
- 4 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

## 海区漁業調整委員会

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県海区漁業調整委員会公聴会規程の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和5年3月17日

福岡県連合海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 1 意見を募集しなかった理由  
漁業法（昭和24年法律第267号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 施行日  
令和5年3月17日

## 雑報

### 福岡県読書バリアフリー推進計画策定委員会公告

福岡県読書バリアフリー推進計画（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第2条第2項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見を提出される方は所定の方法で提出してください。

令和5年3月17日

福岡県読書バリアフリー推進計画策定委員会委員長 門田 光司

- 1 意見募集の対象となる事案  
福岡県読書バリアフリー推進計画（案）
- 2 事案の要旨
  - 第1章 はじめに
    - 1 策定の趣旨
    - 2 計画の位置付け
    - 3 計画の対象
    - 4 計画期間
    - 5 推進に向けて
  - 第2章 福岡県における現状と課題
    - 1 視覚障がいのある人等の読書環境の現状

- (1) 公立図書館等における物的・人的環境の現状
- (2) 福岡県内の対象者数と利用の現状
- (3) 視覚障がいのある人等が利用可能な読書手段
- (4) 福岡県におけるこれまでの取組

## 2 視覚障がいのある人等の読書環境の課題

### 第3章 基本方針及び施策の方向性

#### 1 基本方針

#### 2 施策の方向性と取組内容

<柱1>アクセシブルな書籍等の充実

<柱2>公立図書館等の人材育成・体制整備

<柱3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実

<柱4>図書館サービスに係る情報発信

#### 3 事案の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7番8号）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2番1号）
- (6) 福岡県立図書館（福岡市東区箱崎一丁目41番12号）
- (7) 福岡県教育委員会ホームページ（福岡県ホームページ内）

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>)

#### 4 意見書の提出期間

令和5年3月17日（金）から令和5年4月17日（月）まで

（郵送の場合は消印有効、その他の場合は必着）

#### 5 意見書の提出方法

閲覧場所に示された意見書様式により持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

#### 6 意見書の提出先

福岡県教育庁教育振興部社会教育課

（住所）〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3889

（電子メール）[ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp)

（問合せ）092-643-3887

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示119号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次のように消毒を実施すべき旨を命ずる。

令和5年3月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 実施の目的

福岡県福岡市において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、当該家畜伝染病のまん延を防止するための緊急措置として、家きん飼養施設での消毒の実施を徹底するもの。

#### 2 実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象	実施方法
知事が高病原性鳥インフルエンザのまん延防止上消毒が必要と認めた区域	令和5年3月7日から 令和5年4月30日まで	100羽以上の養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設	消石灰等の消毒薬による飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布